

「魅力ある店舗づくり支援事業」
助成金交付申請される方へ

※施工会社様は必ずお読みください。

助成金交付申請書類作成に関して、審査を公平かつ迅速正確に進めるため、下記を十分留意の上作成くださいますようお願い申し上げます。

海老名商工会議所

—記—

**海老名商工会議所 魅力ある店舗づくり支援事業助成金
見積書作成の主な留意点**

1. 見積書とは

見積書は、発注者から示された条件に対して、工事請負者から契約希望金額を示す書類であり、双方(発注者と工事請負者)の認識に間違いやズレがないかを確認する役割をもっています。

よって、あいまいな内容の記載や項目の漏れが見積書から生じるトラブルのもととなりますので、項目、金額、数量、納期、支払い条件などの内容を詳細に記載する事が必要です。

この度の海老名商工会議所の「魅力ある店舗づくり支援事業」助成金見積書作成において、下記項目を主な留意点といたします。

2. 必要とする提出書類 …… ※見積書と図面とは整合性があること。

① 見積書

(1) 見積金額については「適正価格」で記載のこと

(2) 申請各箇所の項目、数量、寸法、仕様、仕上げなどを明示

1) 例：天井、壁、床、使用建材・機器など

(3) 使用製品(既製品)のメーカー名、定価やメーカー希望価格を記載

(4) 使用製品が規格外品の場合は、サイズ(面積)や材質等を具体的に明示。

例：看板、一部補修(鉄部、木部手摺り等)など

(4) やむなく「〇〇一式」の場合は、おおよその規模・面積・その箇所を図面に明示する。

② 平面図等図面

(1) 工事する箇所を落とし込み、その寸法を記入(建物、部屋、該当箇所、天井高他)

(2) 現況建物の構造(□木造、□鉄骨造、□鉄筋コンクリート造、□その他具体的に)

(3) 申請工事箇所の現況の仕様、仕上げを記入のこと

(4) その他の図面(立面・展開・断面等)があれば添付

③ 申請工事箇所の現況写真を添付のこと

④ 取り付ける設備などのカタログ等(写し可)を添付のこと

(1) 既製品の場合(エアコン・照明器具・水回り機器など)

(2) 主な工事となる使用機材(工事金額の大半を占める機材)

例：空調機器・自動ドア・シャッターなど。

以上

連絡先 海老名商工会議所 担当 まで ☎046-231-5865